

七ヶ浜町建設工事総合評価落札方式
(特別簡易型)の試行に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、七ヶ浜町が執行する建設工事に係る総合評価落札方式(特別簡易型)による一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定により、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、価格と技術両面から最も優れたものをもって入札に参加した者を落札者とする方式をいう。以下「総合評価落札方式」という。)に関し、必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象となる工事は、条件付一般競争入札の対象となる工事のうち、入札者の施工能力及び地域性等と入札価格を総合的に評価することが適当であると認められる工事で、七ヶ浜町工事請負業者等指名委員会(以下「委員会」という。)が指定する工事とする。

(対象工事の周知)

第3条 総合評価落札方式により入札を行うときは、あらかじめ条件付一般競争入札の公告において、次に掲げる事項についても明示しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式の対象工事である旨
- (2) 評価項目等の落札者決定基準
- (3) 技術評価に関し提出しなければならない書類の有無等
- (4) 落札者の決定方法

(落札者決定基準)

第4条 総合評価落札方式における評価項目等の落札者決定基準は、委員会が定める。

(学識経験者を有する者の意見の聴取)

第5条 町長は、総合評価落札方式における落札者決定基準を定めようとする場合、学識経験者を有する者の意見を聴かなければならない。

(落札候補者の決定方法等)

第6条 町長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者で、落札者決定基準により算出された総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- 2 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。この場合において、なお、入札価格の同じ者が2者以上あるときは、くじ引き

により落札者を決定する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月30日から施行する。